6月公開研修会報告

当事者が語る 強制不妊手術の体験

-強制不妊手術の国家賠償請求訴訟の経過と展望

山本勝美(研修委員)

去る6月17日(日)、当学会主催の公開研修会が明治大学リバティタワーで開かれた。テーマは「強制不 妊手術」で、いま全社会的な注目を集めている。

このテーマをめぐっては、当学会は、すでに 2016 年の 6 月に研修会で大橋由香子さんに講演をお願いした。続いて同年 8 月には、明治大学で年次大会のメイン企画としてシンポジウムを開催した。 講師としては、今このテーマの主要人物となる新里宏二弁護士、立命館大学客員研究員の利光恵子さん、DPI 女性ネット代表の藤原久美子さんにお越し頂いた。

さて、この度の企画としては、何よりも強制不妊手術被害者の飯塚淳子さん(仮名)と北三郎さん(仮名)にその手術をめぐる実体験や現在までの経過と思いを語って頂き、その上で、お二人が原告として現在進行中の国家賠償請求訴訟の経過と裁判の目標について、代理人として関わっている新里仙台弁護団長および山田いずみ同弁護団事務局長のご両人に解説をしていただくことになった。なお、両弁護士には、訴訟の始まった3月に当学会としてすでに依頼してあった。

当日の参加者数は57名を数えており、集会に対する高い評価と感動的な感想文が寄せられている。 はじめに当学会の亀口会長より、当学会の70年代改革運動から今日までの臨床心理学の批判とあり方追求の報告があった。

そのあとまず、当事者の飯塚さんの小学生時代から手術へと画策した民生委員と職親による陰謀、その結果としての強制不妊手術被害体験、その後産めなくされたからだ故、今日まで繰り返されてきた結婚と離婚の悲痛な人生が、去る5月17日の仙台地裁への提訴、6月13日の第1回意見陳述書の朗読を通して伝えられた。

続く北三郎さんから次の報告があった。北さんは1957年に、優生手術を受けさせられた。当時中学生だった。結婚後、奥さんは「まだ子どもはできないのか」と周囲から問われ続け辛い思いをした。後年北さんは、奥さんが亡くなる数日前に病室で初めて打ち明け、心から謝罪された。奥さんは優しく頷いておられた。今年1月、仙台で訴訟が起こされたことを知り、苦しく切ない思いが一気に溢れ出た、優生手術によって苦しめられ続けた私の人生を返して欲しい。せめて間違った手術だった事を認めて欲しいと思う。

山田弁護士からは、冒頭で国家賠償請求とした経緯が話された。日本の裁判制度では優生保護法が憲法に違反することは明らかでも、法律が憲法に違反しているかの判断請求を求める制度にはなっていない。そのため、具体的な人権侵害の事実に対して賠償を求めるということでしか裁判を起こせないために、国家に賠償を求めるという国家賠償請求となったと説明された。

6月13日の仙台地裁での報告では、国は旧優生保護法があったという事実関係についての認否は行っていたが、違憲性については一切認否を回避していた。しかし、裁判長が「本件の重要性社会的影響を考えると、裁判所が合憲違憲の判断をする必要があると考えている。憲法判断を回避するつもりはない」と話したのは、原告側被告側双方にとって予想外だった。通常裁判所は、基本的に憲法判断はあまりしないので「憲法判断を回避するつもりはない」との裁判所の姿勢に感動した。この裁判長の発言により、国は違憲性についての認否をせざるを得なくなった。このことは、この裁判に国はちゃんと向き合いなさい、裁判所もちゃんと向き合うといった裁判所の姿勢が現れてきているといえる。立法不作為に対して国はどの様に考えるかを答える必要があるが、原告団もどの様な基準で立法不作為と言えるかの理由を今後提出する必要性が出てきた。その他人格権侵害の基準についても原告団として整理する必要が出てきた。通常の裁判は30分程度であるが、1時間にも及んだことからも裁判所がきちんと向かい合うという姿勢があることがわかった。強制不妊手術に関する電話相談は5月には38か所63件の電話があった。今後は47都道府県で対応できるようにしていきたい。

新里弁護士からは、飯塚さんや北さんが施設入所させられた背景について触れられた。当時、宮城県では一人500円を集めて障害者施設を作って行く愛の十万人県民運動があった。北海道でも同様な運動があり、この様な運動があったところが、優生保護法による強制不妊手術が多いといえる。飯塚さんの提訴に関しては、当時の手術についてのカルテは無かったが、1月に佐藤さんが裁判を起こすと、すぐに宮城県知事が「飯塚さんについては、県として強制不妊手術の該当者であると認める」と発言したことで実現した。これは皆さんの幅広い運動の結果だと思う。弁護団としては、国家賠償裁判は長期にわたるため、飯塚さんの年齢を考えると、裁判を起こさずに厚労省との交渉で決着をつけたかったが、埒が明かないので裁判に踏み切ったという経緯の説明があった。今回の裁判の展開が早いのは、毎日新聞の1面に記事が載るなどのメディアの力があったと思う。今後は、国が「当時は合法だった」で終わらせるのではなく、

「優生保護法の強制不妊手術を削除した理由が、障害者差別だということで法律を改正したのであれば、旧優生保護法そのものは障害者差別と言えるのではないか」という点にまで踏み込ませるかが課題となる。

その後フロアーとの意見交換が行われた。詳細は今秋発行予定の『臨床心理学研究』Vol. 56No. 1 を参照されたい。